

松山市長 野 志 克 仁

令和 7 年度 松山市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を定めたので、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 7 年条例第 8 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

記

この計画における用語の定義は、法並びに条例及び条例施行規則（平成 7 年規則第 10 号。以下「条例施行規則」という。）の例による。

また、災害時に発生した一般廃棄物については、松山市災害廃棄物処理計画等に基づいて処理するため、本計画の対象外とする。

1. 一般廃棄物の範囲

条例第 14 条の規定により市長が定める家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の範囲は、次の各号のとおりとする。

（1）家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）

- ①し尿及び浄化槽汚泥
- ②犬・猫等の死体
- ③①及び②を除く家庭系一般廃棄物

（2）事業系一般廃棄物（事業活動に伴って排出された一般廃棄物）

- ①し尿及び浄化槽汚泥
- ②犬・猫等の死体
- ③①及び②を除く事業系一般廃棄物

2. 計画期間、処理計画及び処理区域

（1）計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（2）処理計画

処理計画は、別添 1 及び別添 2 のとおりとする。

(3) 処理区域

処理区域は、平成 17 年 1 月 1 日編入前の松山市の区域（以下「松山地域」という。）並びに北条市の区域（以下「北条地域」という。）及び中島町の区域（以下「中島地域」という。）を含めた本市の全域とする。

3. 各主体の責務

(1) 市民の責務

市民は、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自らの責任で適正に処理するとともに、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市の責務

市は、次の各号に取り組むことにより、一般廃棄物の減量、再資源化を推進するとともに、適正な処理を確保する。

- ①ごみ袋の色を指定し、分別の徹底、排出抑制及び再資源化の向上を図る。
- ②ごみ処理の現状、排出抑制、再使用、再商品化等の情報を周知し、再資源化に関する意識啓発を図る。
- ③電気式生ごみ処理機の購入費補助により生ごみ減量に係る意識高揚を図る。
- ④ペットボトル、プラスチック製容器包装、中島リサイクルセンターで選別及び保管されたガラスびん（無色）・ガラスびん（茶色）、ガラスびん（その他の色）について、製造事業者の自主回収による再資源化を促進するほか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定する指定法人により再資源化を行う。
- ⑤再生可能な家具類等は修理を行い、まつやま Re・再来館でリサイクル家具として販売するなど、不要品を資源として循環させる取組を推進する。
- ⑥使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）に基づき、小型家電の再資源化に努める。
- ⑦市の一般廃棄物処理施設（以下「市有施設」という。）に直接搬入する者に対し、分別の徹底等の指導を強化する。
- ⑧事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量、再資源化、分別の方法及び適正処理等について指導を行う。
- ⑨条例施行規則第 8 条に規定する者に対し、事業系一般廃棄物減量等計画書作成等によるごみ減量及び適正処理等の指導を行う。

⑩事業系一般廃棄物のうち、次表に掲げるものの再資源化を推進する。

事業系一般廃棄物の区分	再資源化の方法
食品循環資源の再生利用に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 2 条第 3 項に定める食品循環資源（以下「食品循環資源」という。）	食品リサイクル法第 11 条第 1 項の登録又は同法第 19 条第 1 項の認定を受けた再生利用事業者による再資源化又は堆肥化
再生利用が可能な木くず（以下「木くず」という。）	破碎又は破碎・堆肥化

⑪法第 7 条第 1 項に定める一般廃棄物収集運搬業者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び法第 7 条第 6 項に定める一般廃棄物処分業者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）に対し、適正処理等の確保を図るため、適切な指導を行う。

⑫携帯電話端末及びプリンタ用インクカートリッジは、製造事業者等による自主回収を推進する。

⑬地域住民団体の自主的な集団回収への取組を推奨する。

4. 減量等の計画

松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和 3 年松山市告示第 100 号。以下「基本計画」という。）で掲げた「1 人 1 日当たりのごみ排出量¹」、「リサイクル率²」及び「ごみの焼却に伴う CO₂ 排出量³」に係る目標を達成するため、以下の取組を推進する。

（1）1 人 1 日当たりのごみ排出量に係る目標を達成するための取組

①家庭系ごみへの対策

冷蔵庫チェック⁴の推進や食べきりレシピの紹介などにより食品ロスの削減を図るほか、電気式生ごみ処理機の購入費に対して補助を行ったり、ピクトグラムを活用して生ごみの水切り徹底を啓発したりするなど、食品ごみ排出量を削減する。

目標指標	実績値	目標値	
	H30 度	R 7 度末まで	R 12 度末まで
家庭から排出される食品ごみの年間排出量	31,948 t	28,057 t	25,438 t

¹ 基準年度（平成 30 年度）の 772g／人・日から、目標年度（令和 12 年度）までに 50g 以上削減し、722g／人・日以下とすることを目標としている。

² 基準年度の 20.1%から、目標年度までに 26%にまで引き上げることを目標としている。

³ 基準年度の 50,963t／年から、目標年度までに 8,000t 以上削減し、42,963t／年以下とすることを目標としている。

⁴ 毎週金曜日に冷蔵庫の中をチェックし、在庫や賞味期限などを把握することで余分な買い物を防ぐ取組。

②事業系ごみへの対策

３０１０運動^５等の推進により食品ごみの減量を図るほか、「事業者用ごみ分別はわかり帳」等の配布や事業者向けの出張説明会を開催することなどにより、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正な分別を推進する。

目標指標	実績値	目標値	
	H30 度	R 7 度末まで	R 12 度末まで
事業系ごみの年間排出量	29,104 t	27,517 t	26,762 t

（２）リサイクル率に係る目標を達成するための取組

可燃ごみの中には、リサイクル可能な紙類やプラスチック製容器包装が一定量含まれている。「ごみ分別はわかり帳」等の各種啓発冊子を活用して積極的に啓発を行い、リサイクル可能なごみが可燃ごみに混入することを防ぐ。

目標指標	実績値	目標値	
	H30 度	R 7 度末まで	R 12 度末まで
家庭系可燃ごみに含まれる リサイクル可能な紙類の組成	10.0%	7.7%	5.5%
家庭系可燃ごみに含まれる リサイクル可能なプラスチックごみの組成	6.2%	4.7%	3.3%

（３）ごみの焼却に伴う CO₂ 排出量に係る目標を達成するための取組

（１）、（２）の取組を推進することで、焼却処理量の削減を図る。

目標指標	実績値	目標値	
	H30 度	R 7 度末まで	R 12 度末まで
年間の焼却処理量	119,075 t	107,550 t	97,575 t

５． 家庭系一般廃棄物

（１）排出方法

①ごみ集積場所

条例第 8 条第 1 項に規定するごみ集積場所は、松山市ごみ集積場所要綱（平成 10 年 2 月 25 日要綱第 2 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき市長がごみ集積場所に適すると判断した場所又は同要綱付則第 2 項若しくは第 3 項の規定によりごみ集積場所とみなされた場所とする。

②ごみ集積場所の維持管理に関すること

（ア）市長は、ごみ集積場所の位置を地図上に明示し、一般の閲覧に供するものとする。

（イ）（ア）に定めるもののほか、ごみ集積場所の維持管理に関し必要な事項は、松山市ごみ集積場所要綱に定める。

^５ 会食の際、最初 30 分と最後 10 分に自席で料理を楽しむことで食べ残しを減らす運動。

③分別の種類等

分別の種類及び排出方法は、次表のとおりとする。

松山・北条地域（８種 11 分別）

分 別 の 種 類		具 体 例	排出方法 ⁶				収集曜日
			排出回数	出し方	排出場所	排出時間	
① 可 燃 ご み ⁷		生ごみ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック、再生利用できない紙、剪定枝、布類等	2 回／週	白色半透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 7 時までに	別表 1 地区別収集曜日一覧表
②ペットボトル		指定 PET ボトル（清涼飲料水、醤油、酒類等）	2 回／月	無色透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
③プラスチック製容器包装		トレイ、発泡スチロール等	1 回／週	無色透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
④紙類	新聞紙・折り込みチラシ	新聞紙、折り込みチラシ、情報紙等	1 回／2 週	ひもでしばる雑がみは雑誌等に挟むか紙袋に入れてひもでしばる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
	紙パック	500ml 以上の紙パック					
	段ボール	段ボール					
	本類・雑がみ	雑誌、マンガ本、教科書、ノート、包装紙等					
⑤金物・ガラス類		空き缶、空きびん、ガラス、金物類等	1 回／2 週	無色透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
⑥埋 立 ご み		茶碗、レンガ等	1 回／月	無色透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
⑦水 銀 ご み		蛍光灯、ボタン型電池等	4 回／年	無色透明袋（45 L 以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前 8 時までに	
⑧粗 大 ご み ⁸		電池を使用する機器・家電製品（7.（7）及び（8）を除く）、家具、布団等	6 回／年	粗大ごみシールを貼付する	戸別	当日の午前 8 時までに	

⁶ 猪木・麓の一部・院内・牛谷・九川・大久保・薮川・安居島・釣島については、別途定める。また、ふれあい収集（ごみ出しが難しい高齢者などの自宅前まで市職員が訪問し、ごみの収集を行うもの）については、松山市ふれあい収集実施要綱に定める。

⁷ 可燃ごみのうち、プリンタ用インクカートリッジについては、松山地域・北条地域・中島地域の支所等に設置する専用ボックスで回収する。

⁸ 粗大ごみのうち、小型家電については、松山地域・北条地域・中島地域の支所等に設置する専用ボックスで回収する。

中島地域（10 種 13 分別）

分別の種類		具 体 例	排出方法 ⁹				収集曜日
			排出回数	出し方	排出場所	排出時間	
① 可燃ごみ ¹⁰		生ごみ、プラスチック製容器包装以外のプラスチック、再生利用できない紙、剪定枝、布類等	2回／週	白色半透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前7時までに	別表2 地区別収集曜日一覧表
② ペットボトル		指定 PET ボトル（清涼飲料水、醤油、酒類等）	2回／月	無色透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	
③ プラスチック製容器包装		トレイ、発泡スチロール等					
④ 紙類	新聞紙・折り込みチラシ	新聞紙、折り込みチラシ、情報紙等	1回／月	ひもでしばる雑誌等に挟むか紙袋に入れてひもでしばる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	
	紙パック	500ml以上の紙パック					
	段ボール	段ボール					
	本類・雑がみ	雑誌、マンガ本、教科書、ノート、包装紙等					
金物・ガラス類	⑤ 金物ガラス類	刃物、スプレー缶、なべ、やかん等	1回／月	無色透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	
	⑥ 缶類	アルミ缶、スチール缶					
	⑦ びん類	飲料用のびん等					
⑧ 埋立ごみ		茶碗、レンガ等	1回／月	無色透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	
⑨ 水銀ごみ		蛍光灯、ボタン型電池等	1回／月	無色透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	
⑩ 粗大ごみ ¹¹		電池を使用する機器・家電製品（7.（7）及び（8）を除く）、家具、布団等	1回／月	そのまま小さな粗大ごみは無色透明袋（45L以下）に入れる	ごみ集積場所	当日の午前8時までに	

④ 集団回収

集団回収を実施する地域住民団体は、ごみ集積場所とは別に排出場所・日時を定め、排出すること。

⁹ ふれあい収集については、松山市ふれあい収集実施要綱に定める。

¹⁰ P.5 注釈7に同じ。

¹¹ P.5 注釈8に同じ。

(2) 処分方法

①市有施設で処分可能な一般廃棄物

可燃ごみ、粗大ごみ、埋立ごみは、次表の市有施設で処分する。

処分先	所在地	種類 ¹²	最大能力
南クリーンセンター	松山市市坪西町 1000 番地 1	可燃ごみ	300t/24 h
		粗大ごみ	90t/5 h
西クリーンセンター	松山市大可賀三丁目 525 番地 6	可燃ごみ	420t/24 h
		粗大ごみ（可燃性）	1 t/5 h
横谷埋立センター	松山市食場町乙 6 番地 1	埋立ごみ	埋立容量 550,000m ³
大西谷埋立センター	松山市大西谷乙 129 番地	埋立ごみ	埋立容量 150,000m ³
中島リサイクルセンター	松山市中島大浦 22 番地	ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・ガラス類 ※このほか、一部は搬入のみ可 ¹³	760t/年

②金物・ガラス類

松山地域及び北条地域分は、市が委託した事業者により金物及びガラス類に選別及び保管し、金物類については、市が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。また、ガラスびん（無色）・ガラスびん（茶色）、ガラスびん（その他の色）は、市が委託した事業者により選別し再資源化を図る。

種 類	事業者	所在地	予定再資源化量
ガラスびん （その他の色）	株式会社エコシティ垣生工場	新居浜市垣生 3 丁目乙 306 番 5 号	2,906t

中島地域分は、中島リサイクルセンターで金物及びガラス類に選別及び保管し、金物類については、市が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。また、ガラスびん（無色）、ガラスびん（茶色）、ガラスびん（その他の色）については、容器包装リサイクル法に基づき覚書を締結した指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）により再資源化を図る。

種 類	事業者	所在地	予定再資源化量
ガラスびん （無色）	株式会社山一商会 播磨支社	兵庫県加古郡播磨町新島 6 番 7 号	12t
ガラスびん （茶色）	株式会社山一商会 播磨支社	兵庫県加古郡播磨町新島 6 番 7 号	15t
ガラスびん （その他の色）	株式会社エコシティ垣生工場	新居浜市垣生 3 丁目乙 306 番 5 号	3 t

¹² 一時多量ごみに含まれるもののうち、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙類は可燃ごみ、金物・ガラス類は粗大ごみとして取り扱う。ただし、一般廃棄物収集運搬業者がこれを持ち込む場合には、紙類及び金物・ガラス類を除去した状態とすること。

¹³ 可燃ごみ、粗大ごみ、水銀ごみ、埋立ごみは、搬入のみ可能。

③ペットボトル

松山地域及び北条地域分は、市が委託した事業者により選別及び保管する。
中島地域分は、中島リサイクルセンターで選別を行い、市が委託した事業者の施設で保管する。これらについては、容リ協により再資源化を図る。

上期分事業者	所在地	予定再資源化量
下期分事業者		
株式会社正和クリーン 尾道PETボトル再生工場	広島県尾道市長者原1丁目220-7、220-82	792t
入札により決定		655t

④プラスチック製容器包装

松山地域分及び北条地域分は、市が委託した事業者により選別及び保管し、
中島地域分は、中島リサイクルセンターで選別を行い、市が委託した事業者の施設で保管する。これらについては、容リ協により再資源化を図る。

事業者	所在地	予定再資源化量
株式会社広島リサイクルセンター	広島県広島市中区大手町3丁目1番3号	5,504t

⑤紙類

市が売買契約を締結した事業者により再資源化を図る。

⑥水銀ごみ

市が選別及び保管し、市が委託した次表の事業者により再資源化を図る。

事業者	所在地	予定再資源化量
野村興産株式会社関西工場 (再資源化)	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目4番143号	33t/年
野村興産株式会社イトムカ鉱業所 (再資源化・最終処分)	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	9t/年

⑦小型家電

市が回収したものは、次表の事業者により再資源化を図る。

事業者	所在地	予定再資源化量
金城産業株式会社	松山市北吉田町349番地1	778t/年

6. 事業系一般廃棄物

(1) 排出方法

事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を次のとおり分別しなければならない。なお、ゴミ袋には、内容物を容易に確認することができる黄色透明袋を使用しなければならない。

○分別の種類

可燃物、再生利用可能な紙、特別管理一般廃棄物、食品循環資源（再資源化しようとする場合）、木くず（再資源化しようとする場合）

(2) 処分方法

生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものについては、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しないものについては、次のとおり処分しなければならない。

①可燃物

次表の処分先に運搬すること。ただし、一般廃棄物収集運搬業者が排出者から委託を受けて運搬する場合は、別表 7 の処分先に運搬すること。

処分先	所在地	種類	最大能力
南クリーンセンター	松山市市坪西町 1000 番地 1	可燃物	300t/24 h
西クリーンセンター	松山市大可賀三丁目 525 番地 6	可燃物	420t/24 h
中島リサイクルセンター	松山市中島大浦 22 番地	可燃物（搬入のみ）	760t/年

②再生利用可能な紙

再生利用可能な紙は、登録廃棄物再生事業者などの再生利用しようとする事業者により再資源化を図ること。登録廃棄物再生事業者は次表のとおり。

中島地域では、中島リサイクルセンターに運搬すること。自ら運搬できない場合には、適正に運搬できる事業者委託すること。

事業者	所在地
南海産業株式会社	松山市福角町甲 1080 番地 1
株式会社カネシロ	松山市空港通五丁目 7 番 2 号
株式会社愛媛ダスト	松山市南吉田町 2384 番地 1
故紙リサイクルセンター株式会社	松山市鷹子町 690 番地 1
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸一丁目 3 番 22 号

③特別管理一般廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

④食品循環資源

食品循環資源を再資源化しようとする場合は、食品リサイクル法第 11 条第 1 項の登録若しくは同法第 19 条第 1 項の認定を受けた再生利用事業者又は次表の一般廃棄物処分業者に委託すること。

事業者	所在地
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市萩原乙 24 番 3

⑤木くず

木くずを再資源化しようとする場合は、次表の一般廃棄物処分業者に委託すること。

事業者	所在地
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市萩原乙 24 番 3

7. 市が収集しない一般廃棄物（排出禁止物）

（1）容積、重量が著しく大きいもの

具体例：農機具、ピアノ、風呂用ボイラー、太陽光発電機器、金庫（手提げ金庫以外のもの）等

（2）廃タイヤ（自転車の廃タイヤを除く。）

（3）危険性のあるもの

具体例：ガスボンベ類、バッテリー等

（4）有害性のあるもの

具体例：農薬、毒物、劇物、シンナー等

（1）から（4）までの廃棄物については、販売店や一般廃棄物収集運搬業者等、適正に処理できる者に引取りを依頼すること。

（5）スプリングを使用したマットレス等の家具類

一般廃棄物収集運搬業者の積替え保管場所へ運搬すること。自ら運搬できない場合には、一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託すること。

（6）特別管理一般廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業者に処理を委託すること。

（7）特定家庭用機器一般廃棄物

具体例：ユニット形エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・有機エレクトロルミネセンス式及びプラズマ式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器一般廃棄物は、家電小売店又は一般廃棄物収集運搬業者に引取りを依頼するか、家電リサイクル法の規定による指定引取場所に自ら搬入すること。

（8）廃パーソナルコンピュータのブラウン管ディスプレイ

法第 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。

（9）使用済自動車

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項に定める使用済自動車は、自動車リサイクル法第 2 条第 11 項に定める引取業者に引き渡すこと。

（10）廃密閉形蓄電池

法 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に引き渡すこと。

（11）廃消火器

廃消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27

号) 第 1 条の 2 第 1 号に規定する消火器若しくはその部品若しくは付属品又は消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 28 号) 第 1 条の 2 から第 8 条までの規定に適合する消火薬剤が一般廃棄物となったものをいう。) は、法第 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。

(1 2) 廃 F R P 船

法第 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。

(1 3) 在宅医療廃棄物のうち注射針及び注射器並びに注射針を伴うもの

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物は、松山市医師会及び愛媛県薬剤師会松山支部等と締結した在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定に則り、定められた排出ルールに基づいた方法によって処理を行うこと。

(1 4) 廃火薬類

廃火薬類(火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号) 第 2 条第 1 項に規定する火薬が一般廃棄物になったものをいう。ただし、同項第 3 号イに掲げる銃用雷管並びに同号ロに掲げる実包及び空包が一般廃棄物になったものに限る。) は、法第 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。

(1 5) 廃二輪自動車

廃二輪自動車は、法第 9 条の 9 第 1 項の規定に基づく認定を受けた者に処理を委託すること。「二輪車リサイクルシステム」の対象とならない廃二輪自動車は、購入した販売店に引き渡すこと。

(1 6) 一時多量ごみ

具体例：引越しなどにより一時的に多量に出たごみ

5 (1) ③表のとおり分別し、5 (2) 表①の施設へ、市の指示に従って運搬すること(水銀ごみを除く。)。自ら運搬できない場合には、一般廃棄物収集運搬業者に委託すること(紙類、金物・ガラス類、水銀ごみを除く。)。委託する者は、条例施行規則第 16 条第 1 項第 2 号に規定する家庭ごみ排出証明書を作成すること。

(1 7) 事業系一般廃棄物

6 のとおり処理すること。

8. し尿及び浄化槽汚泥の処理

(1) 排出方法

①し尿

一般廃棄物収集運搬業者によって、原則として月 1 回収集すること。

②浄化槽汚泥

浄化槽清掃業者（一般廃棄物収集運搬業者）が、浄化槽清掃時に収集し、運搬する。

(2) 収集区域

一般廃棄物収集運搬業者が行うし尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、別表 3 のとおりとする。

(3) 処分方法

松山衛生 e c o センターで処分する。

事業者	所在地
松山衛生 e c o センター	松山市北吉田町 77 番地 31

9. 犬・猫等の死体の処理

(1) 排出方法

市民が自ら処分先に搬入するか、市民の申し出に基づき市がその都度収集する。ただし、事業者が排出するものは、自ら処分先に運搬しなければならない。

(2) 処分方法

犬・猫等の死体は、南クリーンセンター、西クリーンセンターで処分する。ただし、中島地域で有害鳥獣駆除により捕獲したイノシシのうち、市長が必要と認めたものを処分する場合は、可燃物として取り扱うこととし、次表の事業者処分に委託すること。

事業者	所在地
オオノ開発株式会社	東温市河之内乙 825 番地 3

10. 一般廃棄物収集運搬業者について

(1) 事業の範囲

一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬できる一般廃棄物は、別表 4 及び別表 5 に定めるとおりとする。

(2) 収集及び運搬

一般廃棄物収集運搬業者は、別表 6 及び別表 7 に定める搬入・処分先の受入基準を遵守し、市の指示に従って運搬すること。収集運搬に当たっては、(1) に定める一般廃棄物の種類ごとに分別しなければならないが、一部の

取扱いについては、次のとおりとする。

- ①家庭系一般廃棄物のペットボトルを運搬する場合は、収集運搬区分を「プラスチック製容器包装」として取り扱う。
- ② 7（1）から（4）までに掲げる廃棄物を運搬する場合は、別表 6 及び別表 7 によらず、当該廃棄物を引き取り、かつ、適正に処理できる者が管理する所定の場所まで運搬すること。
- ③ 7（1 6）に掲げる廃棄物を運搬する場合は、可燃ごみ及びプラスチック製容器包装並びに可燃物を混載し、一括して運搬して差し支えない。

（3）積替え又は保管

市長が指定する一般廃棄物の積替え又は保管は、別に定める基準（別表 8）に基づき、市長の許可を得て行うこと。

（4）その他

市長は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 9 条の規定に違反している者、又は違反するおそれがある者については、一般廃棄物収集運搬業の許可をしないものとする。

また、本市で発生する一般廃棄物は、本市及び既存の一般廃棄物収集運搬業者により適正に処理されており、収集運搬が困難である状況にはないことから、原則として一般廃棄物収集運搬業の新規許可をしないものとする。

1 1. 一般廃棄物処分業者について

（1）事業の範囲

一般廃棄物処分業者が処分できる一般廃棄物は、事業系一般廃棄物のうち、食品循環資源及び木くずとする。

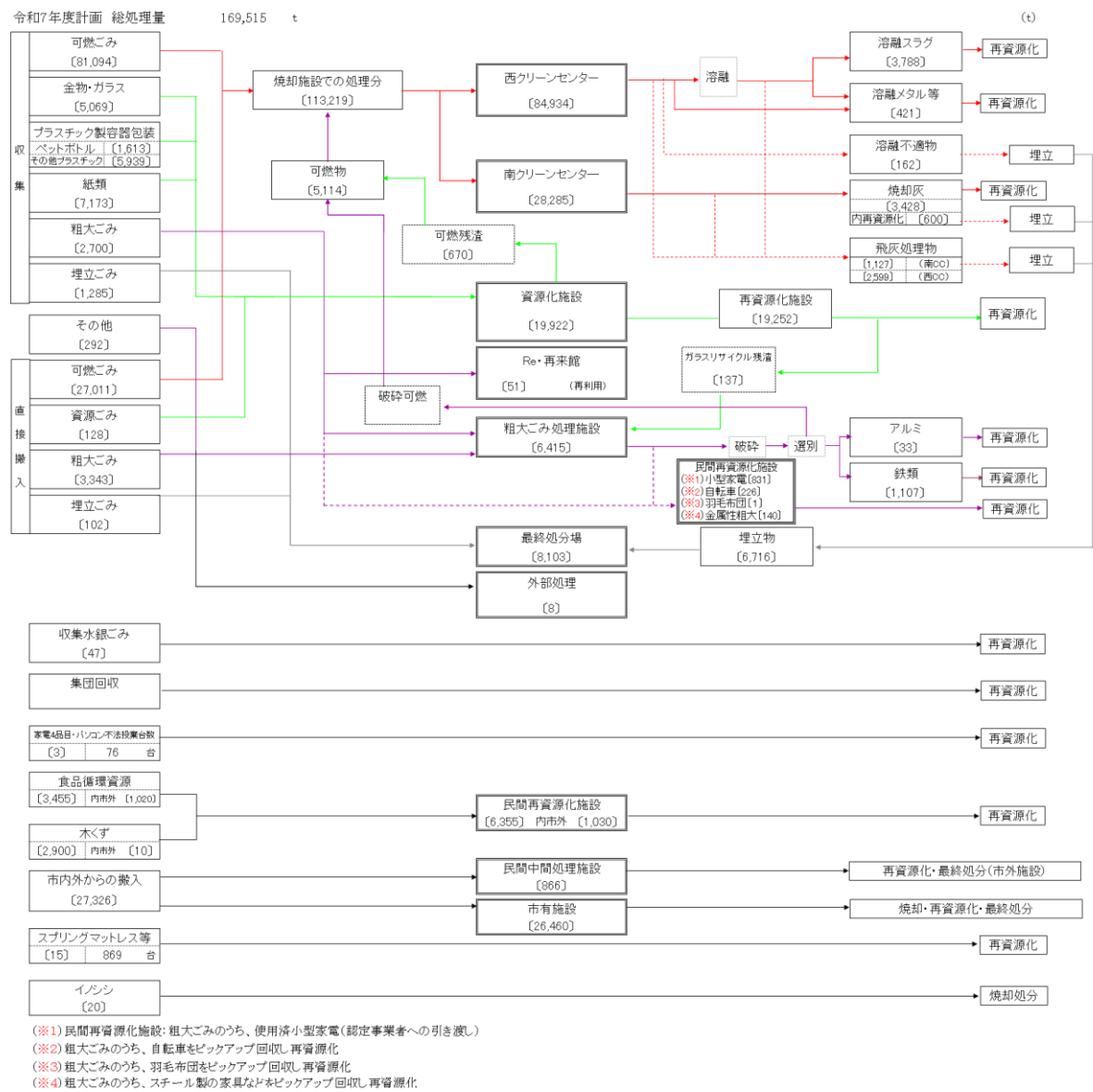
（2）処分の方法等

別に定める基準（別表 9）を遵守すること。

（3）その他

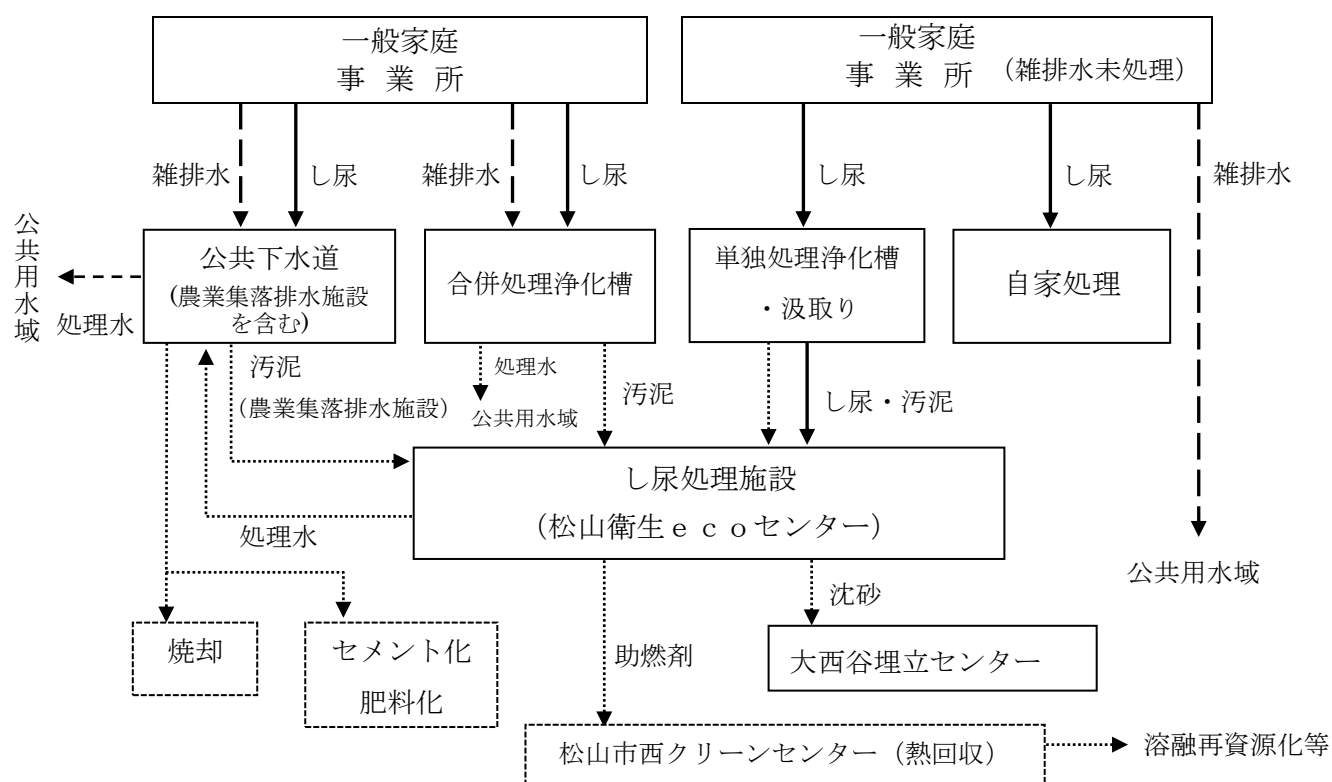
市長は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 9 条の規定に違反している者、又は違反するおそれがある者については、一般廃棄物処分業の許可をしないものとする。

別添 1



別添2

令和7年度 し尿・浄化槽汚泥処理計画



し尿処理施設 計画量

し尿及び浄化槽汚泥 103,000k1

別表 1

松山・北条地域収集曜日一覧表

番号	地区名	可燃ごみ	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	金物・ ガラス類	紙類	埋立ごみ	水銀ごみ	粗大ごみ
1	番町	月・木曜日	第 1・3 火曜日	水曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 2 火曜日	6・9・12・3 月の第 4 火曜日	年 6 回 戸 別 収 集 (申 込 は 専 用 ハ ガ キ 又 は イ ン タ ー ネ ッ ト)
2	東雲	月・木曜日	第 1・3 火曜日	水曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 4 火曜日	5・8・11・2 月の第 2 火曜日	
3	八坂	火・金曜日	第 2・4 月曜日	水曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 3 月曜日	5・8・11・2 月の第 1 月曜日	
4	素鷲	火・金曜日	第 1・3 月曜日	木曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 2 月曜日	5・8・11・2 月の第 4 月曜日	
5	雄郡	月・木曜日	第 2・4 水曜日	金曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 3 水曜日	6・9・12・3 月の第 1 水曜日	
6	新玉	火・金曜日	第 2・4 木曜日	月曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 1 木曜日	4・7・10・1 月の第 3 木曜日	
7	味酒	月・木曜日	第 1・3 土曜日	金曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 2 火曜日	4・7・10・1 月の第 4 火曜日	
8	清水	火・金曜日	第 1・3 水曜日	月曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 4 水曜日	6・9・12・3 月の第 2 水曜日	
9	桑原	月・木曜日	第 1・3 金曜日	火曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 4 金曜日	6・9・12・3 月の第 2 金曜日	
10	道後 湯築	月・木曜日	第 1・3 火曜日	水曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 4 火曜日	6・9・12・3 月の第 2 火曜日	
11	味生	火・金曜日	第 2・4 月曜日	木曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 1 月曜日	4・7・10・1 月の第 3 月曜日	
12	生石	月・木曜日	第 2・4 金曜日	水曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 3 金曜日	4・7・10 月の第 1 金曜日 1 月の第 5 金曜日	
13	垣生	火・金曜日	第 1・3 水曜日	木曜日	隔週の月曜日	隔週の月曜日	第 4 水曜日	5・8・11・2 月の第 2 水曜日	
14	宮前	水・土曜日	第 1・3 木曜日	金曜日	隔週の月曜日	隔週の月曜日	第 2 木曜日	6・9・12・3 月の第 4 木曜日	
15	高浜 三津浜	水・土曜日	第 1・3 木曜日	火曜日	隔週の月曜日	隔週の月曜日	第 4 木曜日	4・7・10・1 月の第 2 木曜日	
16	久枝	月・木曜日	第 2・4 金曜日	土曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 3 金曜日	5・8・11・2 月の第 1 金曜日	
17	潮見	火・金曜日	第 2・4 水曜日	土曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 3 水曜日	5・8・11・2 月の第 1 水曜日	
18	和気	水・土曜日	第 1・3 金曜日	木曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 2 金曜日	4・7・10・1 月の第 4 金曜日	
19	堀江	月・木曜日	第 2・4 水曜日	火曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 1 水曜日	4・7・10・1 月の第 3 水曜日	
20	余土	水・土曜日	第 2・4 火曜日	金曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 1 火曜日	5・8・11・2 月の第 3 火曜日	
21	由良 泊	火・金曜日	第 2・4 木曜日	土曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 3 木曜日	5・8・11・2 月の第 1 木曜日	
22	久米	火・金曜日	第 1・3 木曜日	土曜日	隔週の月曜日	隔週の月曜日	第 2 木曜日	5・8・11・2 月の第 4 木曜日	
23	湯山	月・木曜日	第 1・3 金曜日	水曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 4 金曜日	6・9・12・3 月の第 2 土曜日	
24	日浦 五明	火・金曜日	第 2・4 月曜日	水曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 3 月曜日	6・9・12・3 月の第 1 月曜日	
25	伊台	火・金曜日	第 1・3 月曜日	土曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 2 月曜日	6・9・12・3 月の第 4 月曜日	
26	小野	火・金曜日	第 2・4 木曜日	土曜日	隔週の水曜日	隔週の水曜日	第 3 木曜日	6・9・12・3 月の第 1 木曜日	
27	浮穴	水・土曜日	第 2・4 木曜日	月曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 1 木曜日	4・7・10・1 月の第 3 火曜日	
28	石井東	月・木曜日	第 2・4 土曜日	火曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 3 水曜日	5・8・11・2 月の第 4 水曜日	
29	石井西	火・金曜日	第 1・3 土曜日	木曜日	隔週の月曜日	隔週の月曜日	第 1 水曜日	4・7・10・1 月の第 4 水曜日	
30	久谷	水・土曜日	第 2・4 金曜日	月曜日	隔週の火曜日	隔週の火曜日	第 1 金曜日	5・8・11・2 月の第 3 金曜日	
31	浅海 難波 正岡	水・土曜日	第 2・4 火曜日	月曜日	隔週の木曜日	隔週の木曜日	第 3 火曜日	4・7・10・1 月の第 1 火曜日	
32	北条 立岩	月・木曜日	第 2・4 土曜日	火曜日	隔週の金曜日	隔週の金曜日	第 1 水曜日	4・7・10・1 月の第 2 水曜日	
33	栗井 河野	火・金曜日	第 1・3 月曜日	水曜日	隔週の土曜日	隔週の土曜日	第 4 月曜日	4・7・10・1 月の第 4 木曜日	

※ 1～30 番の地区では、1 月 1 日～1 月 3 日及び 10 月 7 日（地方祭）は収集しない。

※ 31～33 番の地区では、1 月 1 日～1 月 3 日及び 10 月 13 日（地方祭）は収集しない。

別表 2

中島地域収集曜日一覧表

番号	地区名	可燃ごみ	ペットボトル、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、金物・ガラス類、缶類、水銀ごみ、埋立ごみ	ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん類、紙類
34	睦月	火・金曜日	第1木曜日	第3月曜日
35	野忽那	火・金曜日	第3木曜日	第1月曜日
36	小浜	火・金曜日	第3水曜日	第1土曜日
37	中島大浦	月・木曜日	第1水曜日	第3土曜日
38	長師・宮野・神浦	月・木曜日	第4水曜日	第2土曜日
39	宇和間・熊田	月・木曜日	第2水曜日	第4土曜日
40	吉木・饒・畑里 中島栗井	火・金曜日	第2水曜日	第4土曜日
41	上怒和・元怒和	月・木曜日	第3火曜日	第1火曜日
42	津和地	火・金曜日	第2木曜日	第4木曜日
43	二神	月・木曜日	第4火曜日	第2火曜日

※ 1月1日～1月3日は収集しないが、下記の2地区では振替収集を行う。

① 34番(睦月):1月1日の収集を、1月5日に振り替える。

② 36番(小浜):1月3日の収集を、1月6日に振り替える。

別表 3

し尿及び浄化槽汚泥収集許可区域割

※ 同一町内で担当業者が異なる場合は、()で表示している

業 者 名	担 当 区 域 [町名別]
株式会社 拓南興業 代表取締役 福田 妙子 943-2655 (立花2丁目4番25号)	和泉南4・5・6(各一部)丁目、市坪南1・2(各一部)・3丁目、越智1・2・3丁目、祇園町、来住町(一部)、北井門1・2(各一部)丁目、北久米町(一部)、北土居1・2丁目、3・4・5(各一部)丁目、久米窪田町(一部)、高井町、鷹子町、拓川町、立花1・2・3・4・5・6丁目、中村4・5丁目、西垣生町、東石井1(1番以外)・4・7(一部)丁目、東垣生町、福音寺町(県道334号以北)、古川西1・2・3丁目、古川南2・3丁目(各一部)、星岡町、星岡1・2・3・4・5丁目、南久米町(一部)、南土居町
よど興業 有限会社 代表取締役 青木 國雄 972-1146 (余戸東2丁目10番18号)	市坪北1・2丁目、市坪西町、市坪南1・2(各一部)丁目、小坂1丁目、出合、日の出町、古川北2・3・4丁目、古川南1・2(一部)・3(一部)丁目、保免上1・2丁目、保免中1・2・3丁目、保免西1・2・3・4丁目、余戸中1・2・3・4・5・6丁目、余戸西1・2・3・4・5・6丁目、余戸東1・2・3・4・5丁目、余戸南1・2・3・4・5・6丁目
南海興業 株式会社 代表取締役 城野 直子 978-1202 (堀江町甲222番地17)	愛光町、青葉台、朝日ヶ丘1・2丁目、朝美1・2丁目、安城寺町、石風呂町、内宮町、馬木町、恩地町、勝岡町、上伊台町(一部)、鴨川1・2・3丁目、萱町2(一部)・3・4・5・6丁目、衣山1・2・3・4・5丁目、木屋町1・2・3・4丁目、久万ノ台、権現町、桜ヶ丘、志津川町、清水町1・2・3・4丁目、下伊台町、城山町、神次郎町、新浜町、菅沢町、太山寺町、高木町、高砂町1・2・3・4丁目、高浜町1丁目(一部)、高山町、辰巳町、谷町、中央1・2丁目、辻町(一部)、鉄砲町、問屋町、中須賀1・2・3丁目、西長戸町、梅津寺町(一部を除く)、白水台1・2・3・4・5・6丁目、春美町、東大栗町、東長戸1・2・3・4丁目、東山町、ひばりヶ丘、姫原1・2・3丁目、平田町、福角町、船ヶ谷町、文京町、平和通2(一部)・3・4・5・6丁目、堀江町、本町2・3・4・5・6・7丁目、松前町1・2・3・4・5丁目、松ノ木1・2丁目、味酒町1(一部)・2・3丁目、美沢1・2丁目、みどりヶ丘、緑町1・2(各一部)丁目、港山町、南白水2・3丁目、宮田町(一部)、宮西1・2・3丁目、御幸1・2丁目、柳谷町、山越町、山越1・2・3・4・5・6丁目、吉野町、吉藤1・2・3・4・5丁目、六軒家町、若草町、和気町1・2丁目
有限会社 三津興業社 代表取締役 井川 展利 951-0753 (須賀町2番8号)	会津町、天山3丁目(旧西石井分)、居相1・2・3・4・5・6丁目、和泉南4・5(各一部)、内浜町、梅田町、海岸通(一部)、神田町、北井門1丁目(一部)、北土居5丁目(一部)、須賀町、住吉1・2丁目、高浜町6丁目、西石井1・2・3・4・5・6丁目、祓川1・2丁目、古三津町、古三津1・2・3・4・5・6丁目、松江町、三杉町、三津1・2・3丁目、三津ふ頭、明神丘、元町、若葉町
株式会社 みなみ興業 代表取締役 沖 尚子 943-6657 (福音寺町705番地6)	和泉南1・2・3丁目、小野町、門田町、来住町(一部)、北梅本町(県道334号以北)、北久米町(一部)、北吉田町、久保田町、三町1丁目、高浜町1(一部)・2・3・4・5丁目、土居田町(一部)、泊町(釣島を除く)、富久町、梅津寺町(一部)、平井町(県道334号以北)、松末2丁目、水泥町(県道334号以北)、南久米町(一部)、南吉田町、由良町

業 者 名	担 当 区 域 [町名別]
有限会社 城東興業 代表取締役 古谷 雪子 921-4242 (紅葉町1番17号)	青波町、梅木町、枝松1・2・3・4・5・6丁目、大井野町、上総町、上伊台町(一部)、上高野町、河中町、川の郷町、小坂2・3・4・5丁目、米野町、小屋町、食場町、宿野町、末町、杉立町、高野町、玉谷町、東本1丁目、中村3丁目、東石井5・6・7(一部)丁目、東川町、福音寺町(県道334号以南)、福見川町、藤野町、溝辺町、水口町、湯の山1・2・3・4・5・6・7・8丁目、湯の山東1・2・3・4・5丁目、湯山柳
株式会社 城西興業 代表取締役 神田 裕司 931-0625 (小栗5丁目4番10号)	泉町、和泉北1・2・3丁目、和泉南6(一部)丁目、一番町2(一部)・3・4丁目、大街道1・2丁目、小栗1・2(国道56号以東)・3(国道56号以東)・4・5(国道56号以東)丁目、春日町、河原町(一部)、北井門1・2(各一部)・3・4・5丁目、北土居3・4・5(各一部)丁目、三町2・3丁目、三番町2(一部)・3・4・5・6(一部)丁目、千舟町3・4・5・6(一部)丁目、土居田町(一部)、二番町2(一部)・3・4丁目、花園町、針田町、堀之内、湊町3・4・5・6(一部)丁目、南堀端町、室町、室町1・2丁目、柳井町1・2・3丁目、朝生田町1(一部)・2・3・4丁目、天山町、天山1・2・3(旧西石井地区以外)丁目、石手1・2・3・4・5丁目、石手白石、祝谷町1丁目、祝谷東町(松山神社参道以東)、岩崎町1・2丁目、上市1・2丁目、正円寺1丁目、常光寺町、新石手、樽味1・2丁目、道後町1・2丁目、道後一万(一部)、道後今市(一部)、道後喜多町、道後公園、道後鷺谷町、道後多幸町、道後姫塚、道後緑台、道後湯月町、道後湯之町、東石井1(一番のみ)・2・3丁目、東野1丁目、古川北1丁目、南白水1丁目(一部)、南町1・2丁目、紅葉町(一部)
有限会社 愛媛興業社 代表取締役 伊藤 慎悟 972-0579 (空港通4丁目4番17号)	生石町、井門町、永代町、大可賀1・2・3丁目、大手町1・2丁目、海岸通(一部)、萱町1・2(一部)丁目、北梅本町(県道334号以南)、北井門2丁目(一部)、北斎院町、北藤原町、清住1・2丁目、空港通1・2・3・4・5・6・7丁目、久米窪田町(東鷹の子団地)、三番町6(一部)・7・8丁目、末広町、竹原町、竹原町1丁目・竹原2・3・4丁目、千舟町6(一部)・7・8丁目、辻町(一部)、土居町(一部)、土橋町、平井町(県道334号以南)、藤原町、藤原1・2丁目、別府町、本町1丁目、真砂町、味酒町1丁目(一部)、湊町6(一部)・7・8丁目、南江戸町、南江戸1・2・3・4・5・6丁目、南斎院町、南高井町(重信川以北)、宮田町(一部)、森松町(重信川以北)、山西町、雄郡1・2丁目
有限会社 はごろも 代表取締役 岡本 芳明 925-8218 (愛光町14番29号)	旭町、朝生田町1丁目(一部)・5・6・7丁目、和泉北4丁目、一番町1・2(一部)丁目、今在家町、今在家1・2・3・4丁目、祝谷2・3・4・5・6丁目、祝谷西町、祝谷東町(松山神社参道以西)、大街道3丁目、小栗町、小栗2(国道56号線以西)・3(国道56号線以西)・5(国道56号線以西)・6・7丁目、歩行町1・2丁目、勝山町1・2丁目、河原町(一部)、来住町(一部)、北立花町、北持田町、北久米町(一部)、喜与町1・2丁目、久米窪田町(一部)、此花町、桜谷町、三番町1・2(一部)丁目、東雲町、昭和町、新立町、千舟町1・2丁目、築山町、土居町(一部)、土居田町(一部)、道後一万(一部)、道後今市(一部)、道後北代、道後樋又、中一万町、永木町1・2丁目、中村1・2丁目、西一万町、錦町、二番町1・2(一部)丁目、東一万町、平和通1・2(一部)丁目、丸之内、御宝町、緑町1・2丁目(各一部)、水泥町(県道334号以南)、湊町1・2丁目、南梅本町、南久米町(一部)、南白水1丁目(一部)、南持田町、持田町1・2・3・4丁目、紅葉町(一部)、山田町、湯渡町
株式会社 カトウ 代表取締役 加藤正之 933-7900 (桑原3丁目15番11号)	上野町、恵原町、大橋町、上川原町、久谷町、窪野町、桑原1・2・3・4・5・6・7丁目、小村町、正円寺2・3・4丁目、浄瑠璃町、高岡町、樽味3・4丁目、東本2丁目、津吉町、中野町、西野町、畑寺町、畑寺1・2・3・4丁目、東方町、東野2・3・4・5・6丁目、松末1丁目、南高井町(重信川以南)、森松町(重信川以南)

業 者 名	担 当 区 域 [町名別]
株式会社 瀬戸内環境開発公社 代表取締役 岡井 生記 993-0068 (中西外891番2号)	浅海原、浅海本谷、栗井河原、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、儀式、客、九川、久保、河野高山、河野中須賀、河野別府、光洋台、小川谷、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、立岩米之野、立岩中村、常竹、土手内、中通、中西内、中西外、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、北条、北条辻、本谷、正岡神田、宮内、安岡、柳原、横谷、和田
株式会社 高橋興業 代表取締役 高橋 明 997-1233 (長師545番地)	宇和間、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、中島栗井、中島大浦、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木
松山衛生事業協同組合 代表理事 加藤 正之 911-5122 (南江戸3丁目2番27号)	松山市の委託する区域 釣島、安居島、市内（収集困難地区）

別表4 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬できる家庭系一般廃棄物等の収集運搬区分

	種 類
1	可燃ごみ
2	プラスチック製容器包装
3	埋立ごみ
4	粗大ごみ
5	特定家庭用機器一般廃棄物
6	スプリングマットレス等
7	し尿及び浄化槽汚泥

別表5 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬できる事業系一般廃棄物等の収集運搬区分

	種 類
1	可燃物
2	食品循環資源
3	木くず
4	し尿及び浄化槽汚泥

別表 6 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬する家庭系一般廃棄物等の搬入・処分先

	種 類	搬 入 ・ 処 分 先
1	可燃ごみ	西クリーンセンター 南クリーンセンター（市長が指示する場合） 中島リサイクルセンター（搬入のみ）
2	プラスチック製容器包装	西クリーンセンター 南クリーンセンター（市長が指示する場合） 中島リサイクルセンター
3	埋立ごみ	横谷埋立センター 大西谷埋立センター 中島リサイクルセンター（搬入のみ）
4	粗大ごみ	南クリーンセンター 西クリーンセンター（可燃性のみ） 中島リサイクルセンター（搬入のみ）
5	特定家庭用機器一般廃棄物	指定引取場所 小売業者（小売業者から収集の委託を受けた場合に限る。）
6	スプリングマットレス等	スプリングマットレス等の積替え保管許可業者
7	スプリングマットレス等の解体・資源化後の残渣	西クリーンセンター 南クリーンセンター（市長が指示する場合）
8	し尿及び浄化槽汚泥	松山衛生 e c o センター

別表 7 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬する事業系一般廃棄物等の搬入・処分先

	種 類	搬 入 ・ 処 分 先
1	可燃物（次号のものを除く。）	西クリーンセンター 南クリーンセンター（市長が指示するものに限る。） 中島リサイクルセンター（搬入のみ） オオノ開発株式会社（中島地域で有害鳥獣駆除により捕獲したイノシシのうち市長が必要と認めたものを処分する場合）
2	食品循環資源	食品リサイクル法第 11 条第 1 項の登録に係る同条第 2 項第 3 号の事業場又は同法第 19 条第 1 項の認定に係る同条第 2 項第 5 号の事業場 株式会社ロイヤルアイゼン
3	木くず	株式会社ロイヤルアイゼン
4	し尿及び浄化槽汚泥	松山衛生 e c o センター

別表 8 一般廃棄物収集運搬業の基準

1	松山市一般廃棄物収集運搬業（スプリングマットレス等の積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準
2	松山市一般廃棄物収集運搬業（特定家庭用機器一般廃棄物の積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準
3	松山市一般廃棄物収集運搬業（木くずの積替え又は保管を含む。）の許可及び業務の執行に関する基準

別表 9 一般廃棄物処分業の基準

1	松山市食品循環資源の処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可及び業務の執行に関する基準
2	松山市木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可及び業務の執行に関する基準